

自動車保管場所届出書(新規・変更)の記載例及び要領

神奈川県警察

【車名】
車の製造会社名(メーカー名)を記入してください。

例としては、トヨタ
ニッサン、三菱、ホンダ等です。

【型式・車台番号】

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を記入してください。

※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。

ゼロ オー ディー イー アイ ニゼット ハフ ビー ブイユー

〔0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU〕などに注意してください。

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。

・新規：軽自動車の新車の購入、未届の中古車の購入等
・変更：保管場所の変更、既届の軽自動車の中古車の購入等

【自動車の区分】登録・軽のいずれかに○印をつけてください。登録とは、軽自動車以外の家用車です。

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録	軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
ホンダ	ET-80C	ET80C-101235	長さ	335	センチメートル
			幅	142	センチメートル
			高さ	110	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	横浜市中央区海岸通2丁目4番				
自動車の保管場所の位置	横浜市中央区海岸通1丁目28番 日本駐車場 NO. 5 (変更前)				
保管場所標章番号	990005460 (同一場所で届出をした車両がない場合は、記入する必要はありません。)				
上記の事項について届出をします。 ○○○警察署長 殿					
提出先は、保管場所を管轄する警察署です		届出者	〒(231-8403)	平成○○年	○○月
		住所	横浜市中央区海岸通		
			2丁目4番		
			(045) 211 局	1212 番	
		氏名	カナガタ 神奈川 太郎		
			印		

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に結めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
【個人の場合】
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は住民票の住所と同じです。《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
【法人の場合】
実際に営業を行う事業所の所在地を記入(本社、営業所等の所在地)
《通常、役員の実家や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。
※ 変更届出の場合は、() 内に変更前の位置を記入してください。

【保管場所標章番号】
届出者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号を記入することによって、所在図の添付を省略することができます。

【届出者住所・氏名】
【個人の場合】
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を書きます。氏名欄は、記名押印又は署名のみでも可。
(印鑑は認印で結構です)
※ 氏名にはフリガナをつけてください
【法人の場合】
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記し、社印又は代表者印を押印します。

保管場所の所有者	
自己単独所有	その他

【保管場所の所有者】
届出する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

自動車登録番号	横浜50け1234
車両番号	

届出する自動車にナンバー(登録番号・車両番号)がある場合に記入してください。

連絡先	神奈川太郎 (携帯電話番号) 090-0000-1234
-----	------------------------------------

【連絡先】
【届出内容についてのお尋ね先】
昼間の連絡先で氏名・電話番号(携帯電話番号等)を記入してください。

※ 注意事項

- この書類は、3枚で1組となっていますので、太線枠内に必要事項を記入してください。
- 届出書類等は、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出してください。
- 届出書添付書面(次の書類をそれぞれ一通添付してください)
 - ・所在図と配置図
 - ・保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
 - ・軽自動車の届出で車両番号がある場合は、自動車検査証の写しを添付してください。
- 届出内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 届出することにより保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。(手数料500円)
- 軽自動車の届出については、届出制度適用地域にお住まいの方が、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出することとなります。
適用地域～横浜市、川崎市、藤沢市、横須賀市、相模原市、平塚市、厚木市、大和市、茅ヶ崎市、小田原市、鎌倉市、秦野市、座間市、海老名市